

青森市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 制定理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」という。）の一部改正に伴い、青森市個人番号の利用に関する条例（以下「条例」という。）の所要の改正をするため、提案するものである。

2 改正の内容

法改正により、窓口等において添付書類の提出等の省略のために行う他機関との情報連携について定められた法別表第二が廃止され、当該事項が主務省令で規定されることに伴い、条例の法別表第二に関する規定について、字句の置き換えを行うもの。

また、国が設置した機関である個人情報保護委員会が条例への規定により情報連携することで効率化を図るべきとしている事務について、当該情報連携を行うため、所要の規定を追加するもの。

3 施行期日

法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日（ただし、一部の改正規定は公布の日）